

指定給水装置工事事業者の指定取消等処分決定について

大崎市水道事業指定給水装置工事事業者が水道法及び大崎市水道事業指定給水装置工事事業者規程第8条及び大崎市水道事業指定給水装置工事事業者の指定取消等に関する要綱の処分決定基準に基づき、指定を取り消す。

○指定停止事業者

| | |
|---------|---|
| 指定番号 | 下記のとおり |
| 事業者の名称 | |
| 事業所の所在地 | |
| 代表者名 | |
| 指定取消理由 | <ul style="list-style-type: none">・ メーターを取り付けずに通水したとき。・ 各種届出の未提出（所在地・代表者又は役員の変更） |
| 指定取消年月日 | 令和6年12月18日 |

記

| 指定番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 代表者名 |
|------|---------|----------------|----------------|
| 334 | 株式会社 RS | 富谷市ひより台2丁目2番地9 | 代表取締役 齊藤 麗央 |